

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	資料5
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

運営基準等について

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた法令改正について（全体像）

- 令和 8 年度からこども誰でも通園制度を本格実施するに当たり、こども家庭庁において、既に、所要の政令を制定したほか、今後、所要の内閣府令を制定することを予定している。

【政令】

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 343 号・令和 7 年 10 月 3 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行（一部の規定を除く。））

（主な内容）

- ・ 政令に委任された乳児等支援給付認定の取消事由を定める。
- ・ 国が行う内閣府令及び公定価格告示の制定に当たっての意見聴取並びに利用定員を定める際の市町村による意見聴取を令和 8 年 4 月 1 日前に行うことができることとする。

【内閣府令】

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（仮称）

（主な内容）

- ・ 乳児等支援給付認定に関する手続、乳児等支援支給認定証の提示、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に関する事項を定める。
- ・ 乳児等支援給付費の支給に係る利用時間の上限及び経過措置を定める。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者の確認に関する手続を定める。
- ・ 特定乳児等通園支援事業者について、ここdeサーチにおいて情報公表する項目に関する事項を定める。

- 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称）

（主な内容）

- ・ 特定乳児等通園支援事業に係る利用定員その他の特定乳児等通園支援事業の運営に関する事項を定める。

- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（仮称）

（主な内容）

- ・ 本年 1 月に制定した設備運営基準について、乳児等通園支援の確保が困難である離島その他の地域における特例措置を定める。

【その他】

- 上記のほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（令和 7 年内閣府告示第 124 号・本年 9 月 29 日公布、令和 8 年 4 月 1 日適用）を制定し、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の変更に関して必要な事項をお示した。

【対応の方向性（総論）】

- こども誰でも通園制度の本格実施に当たり必要な法令改正については、こども家庭庁において、前頁に記載のものを可能な限り早期に進めていくこととする。なお、次の項目については、それぞれに記載の方向で検討を進めることとしてはどうか。

【主要論点①：利用可能時間】

- 資料 4 参照。

【主要論点②：初回面談】

- 初回面談については、これまで、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等において、実施を求めてきたところであるが、その重要性を指摘する声が大いことも踏まえ、内閣府令（特定乳児等通園事業の運営に関する基準（仮称））に規定することとしてはどうか。

【主要論点③：離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施】

- 令和 8 年度以降のこども誰でも通園制度は、市町村の判断において実施する地域子ども・子育て支援事業（市町村実施事業）との位置づけではなく、全国において給付制度（乳児等のための支援給付）として実施するものとなることを踏まえ、離島その他の地域において、こども誰でも通園制度を円滑に実施することができるよう、本年 1 月に制定した設備運営基準の特例を設け、へき地保育所においてこども誰でも通園制度を実施できるようにしてはどうか。

主要論点②：初回面談について

- 内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称））において、次のような内容の規定を設け、事業者に対し、**こどもが最初に当該事業者を利用しようとするときに、面談（オンライン面談も可能）を行うことを義務付けてはどうか。**

【規定の内容（案）】

- ① 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、**当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。**
- ② 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 特定乳児等通園支援事業者は、①の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（参考：「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（抄））

(2) 事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することが基本）と事前の面談を行い、I ①で記載の制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。

【面談時の説明及び確認内容の例】

- ・ 施設の方針や実施内容
 - ・ 個人情報の取扱い
 - ・ 必要な持ち物や利用に当たってのルール
 - ・ 体調不良時の対応
 - ・ 災害発生時の避難先等
 - ・ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
 - ・ 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
 - ・ 利用料、キャンセルポリシー 等
- 面談はオンラインで実施することも可能です。この場合も、画面でこどもの様子もあわせて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して丁寧に説明と確認を行うことが必要です。
- なお、事前面談での確認内容に加えて、実際の受入れ時においては「受入日の体調」「送迎の時間や送迎者」等を改めて確認することが必要です。

主要論点③：離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施について

- へき地保育（特例保育）は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域であって、保育所等や地域型保育事業の確保が著しく困難な地域で実施されており、設備や職員に関する基準が存在しないものの、特例的に保育給付（特例地域型保育給付）の対象とされている。
- 保育におけるこうした取扱いも踏まえ、**へき地保育（特例保育）を行う事業者が、当該へき地保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合に、一般型乳児等通園支援事業について設定している設備（居室の面積等）及び職員（職員配置）の基準を適用しないこととはどうか。**

（参考：一般型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準の概要）

○設備の基準

・保育所と同様の面積基準（乳児室の面積は1.65㎡以上/人、ほふく室の面積は3.3㎡以上/人、保育室又は遊戯室の面積は1.98㎡以上/人等）等としている。

○職員の基準

・保育所と同様に、0歳児については3：1とし、1、2歳児については6：1としている。

※設備の基準、職員の基準ともに、一般型一時預かり事業と同水準の基準としている。

（特例保育に係る特例地域型保育給付費の支給に関する参照条文）

◆子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する**特例保育（保育認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用**について、**特例地域型保育給付費を支給することができる。**

一～三 （略）

四 **特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域**であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、**特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育（教育認定子どもに係るものにあつては、教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）をいう。以下同じ。）**を受けたとき。

2～5 （略）

（参考）特例保育の実施施設・事業所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所